

○文部科学省令第三十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項及び第四項並びに第九条第一項の規定に基づき、並びに同法及び文部科学省の所管する関係法令を実施するため、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

文部科学大臣 盛山 正仁

文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(定義)

(定義)

第二条 「略」

第二条 「同上」

2 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 「同上」

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

百二号）第二条第一項に規定する電子署名

「号の細分を加える。」

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

「号の細分を加える。」

二 「略」

二 「同上」

（署名等に代わる措置）

（署名等に代わる措置）

第六条 「略」

第六条 「同上」

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて行政機関等の定めるものを当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 「略」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第十条 法第七条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行おうとする行政機関等は、当該処分通知等について規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 5 4 「略」

(電磁的記録による作成等)

第十四条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、適切な方法によるものとする。

2 「行政機関等が、文部科学省の所管する法令の規定により電

する。

3 「同上」

(電子情報処理組織による処分通知等)

第十条 法第七条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行おうとする行政機関等は、当該処分通知等について規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 5 4 「同上」

(電磁的記録による作成等)

第十四条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

「項を加える。」

磁的記録による作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。